

個人のお客さま 各位

日本海信用金庫

「公金受取口座登録制度」および「口座管理法制度」のご案内について

2025年4月1日から全面開始となりました標記の2つの制度について、下記のとおりご案内します。

記

1. 公金受取口座登録制度について

公金受取口座登録制度は、給付金などを受け取るための預貯金口座を公金受取口座として、一人につき一口座をマイナンバーとともに、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

公金受取口座を登録しておくことで、年金、児童手当などの申請をするときに口座情報の記入や通帳の写しの提出などが不要になります。また、緊急時の給付金などもより迅速に受け取ることができるようになります。

公金受取口座の登録等の受付方法は、e-Tax 経由やマイナポータル経由が先行して行われておりましたが、金融機関経由（窓口等）での受付が2025年4月1日から開始されました。

2. 口座管理法制度について

口座管理法制度は、預貯金者本人の同意を前提として、金融機関またはマイナポータル経由で一度に複数の金融機関（特定金融機関を除く）の預貯金口座にマイナンバーを付番することを可能とし、付番された預貯金口座について、災害時や相続時に預貯金口座の所在・情報を確認できる制度です。

この制度に基づき、2024年4月1日から、個人のお客さまが金融機関で預貯金口座の開設をされる際には、当該金融機関のお客さま名義のすべての預貯金口座について、個人番号を利用して管理することを希望されるかどうかのご案内をさせていただいておりましたが、これに加えて、2025年4月1からは、当該金融機関経由で他の金融機関への付番希望もあわせてご案内させていただくことになりました。また、マイナポータル経由での付番受付、災害時・相続時の口座確認照会も開始されました。

3. 当金庫での取扱いについて

上記1. 2に基づいて取扱いを行います。

以上